

戸籍謄本・抄本等に関する請求書（郵送用・本人等請求用）

熊谷市長 宛

令和 年 月 日

①必要な方 (どなたの)	本 籍	熊谷市		
	フリガナ 筆頭者		必要な方の氏名 生 年 月 日	(明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日)

②請求者 (あなた)	住 所			
	フリガナ 氏 名		日中連絡のとれる電話番号	
	生年月日	(大・昭・平・令・西暦 年 月 日)		

必要な方（①）とあなた（②）との関係	本人・配偶者・父母・子・孫・祖父母・その他（ ）
--------------------	--------------------------

○必要な証明の欄に通数をご記入ください。

全部事項証明（戸籍謄本）	450 円 ×	通	附票・全部※2	記載が必要な場合は必ずしてください。 ☐ 本籍及び筆頭者 ☐ 在外選挙登録地	200 円 ×	通
個人事項証明（戸籍抄本）	450 円 ×	通	附票・個人※2		200 円 ×	通
除籍全部事項証明 ※1	750 円 ×	通	身分証明		200 円 ×	通
除籍個人事項証明 ※1	750 円 ×	通	独身証明		200 円 ×	通
除籍・原戸籍謄本 ※1	750 円 ×	通	受理証明（ ）届		350 円 ×	通
除籍・原戸籍抄本 ※1	750 円 ×	通	記載事項証明（ ）届		350 円 ×	通
出生から死亡まで一式（熊谷で取得できるもの全て）			3,000 円程度 × 組			

○使用目的・提出先

・年金 ・相続 ・パスポート ・婚姻届 ・その他（下記に詳しくご記入ください。） （例：父〇〇の死亡により相続のため銀行へなど）

○備考

※1 除・原戸籍を請求する場合、必要な戸籍の記載内容を下欄にご記入ください。 （例：〇〇の死亡の記載があるもの、兄弟◎◎、△△、□□全員が載っているものなど） ※2 附票を請求する場合、必要な住所があれば下欄にご記入ください。附票は原則として、本籍、筆頭者、在外選挙登録地が省略されています。
--

○同封物の確認（同封したものに☑をしてください）

- ※詳しくは、別紙「戸籍謄本・抄本等に関する郵送による請求の方法について（本人等請求用）」をご参照ください。
- ☐ 定額小為替（何も記入しないでください）
 ☐ 返信用封筒（返信切手も貼ってください）
- ☐ 本人確認書類の写し
 ☐ その他（請求者と必要な方の関係が分かる戸籍のコピー等）
- （運転免許証なら1点。健康保険証の場合はそれ以外に年金手帳や預金通帳等とあわせて2点が必要になります）

戸籍謄本・抄本等に関する郵送による請求の方法について（本人等請求用）

下記の①～⑤を同封の上、お送りください。

①戸籍謄本・抄本等に関する請求書（郵送用・本人等請求用）

記入漏れのないようご確認ください。（特に昼間の連絡先・電話番号を必ずご記入ください。）

②本人確認書類の写し

※確認書類の種類によって１点確認と２点確認があります。

１点確認書類	２点確認書類（２種類必要）
運転免許証、戦傷病者手帳、身体障害者手帳、療育手帳、在留カード、個人番号カード、住民基本台帳カード（写真付き）など	（イ）健康保険証、介護保険証、後期高齢者医療被保険者証、年金証書、年金手帳、旅券（パスポート）、住民基本台帳カード（写真なし）など
	（ロ）学生証、社員証、会員証、預金通帳など
※ ２点確認書類の場合は、（イ）の書類１点と（ロ）の書類１点、もしくは（イ）の書類２点	

※保険証等の写しを送付する際は、被保険者記号・番号等が復元できないよう油性マーカーなどで黒く塗りつぶしてからご郵送ください。

③返信用封筒

- ・表に請求者（あなた）の住所、氏名を書いて郵便切手を貼ってください。
- ・返送先は、請求者の住民登録地です。
- ・通数の多いときは、切手を多めに貼っていただくか、同封してください。

※速達の場合は、別途速達料分の切手が必要になります。

④定額小為替又は普通為替

- ・手数料に相当する額のものをゆうちょ銀行または郵便局でご購入ください。（残金は定額小為替にて返金いたします。）

戸籍謄本（全部事項証明）、抄本（個人事項証明）…………… １通 ４５０円
除籍謄本、原戸籍謄本…………… １通 ７５０円
戸籍の附票、身分証明書（市区町村により異なる・熊谷市の場合）… １通 ２００円

- ・為替には何も記入しないでください。

⑤その他

- ・本人、本人の配偶者・直系血族の方が請求する場合は、代理人選任届は不要です。
※身分証明書の場合は本人からの代理人選任届が必要です。
- ・代理人が戸籍謄本等を請求する場合は、代理人選任届が必要になります。その場合には、代理人が請求者になります。代理人の本人確認書類の写しをお送りください。
- ・熊谷市の戸籍で請求者（あなた）と必要な方との関係が確認できないときは、関係がわかる戸籍の写しを添付していただく場合があります。
- ・「請求書の記入漏れ」や「使用目的が相当と認められない場合」は交付できません。
- ・偽り、その他不正な手段により交付を受けた時は、３０万円以下の罰金に処せられます。（戸籍法１３３条）

◆ご不明な点は下記へご連絡ください。

〒３６０－８６０１ 埼玉県熊谷市宮町二丁目４７番地１
熊谷市役所 市民課 管理係
電話０４８－５２４－１１１１ 内線２６７